

第3回自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会 概要

日時 2022年12月23日(金) 15:00~16:30

場所 自動車局第2会議室及びWEB会議

委員 寺田座長 今井委員 中野委員 森山委員
大西委員 田中委員 川村委員 河合委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を実施。各資料説明後、質疑・意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。

議事(1) 論点整理について

●論点① 運転操作以外の業務を行う者に対して、どのような要件を求めるか。

・車掌と比較すると自動運行従事者の役割が多いと思うが、どのような整理によるものか。
→前提として、車掌は運転者がいる状況で乗務している。現行、運転者が行うべき業務である車両の点検等については車掌の業務でないが、事業用自動車において自動運転の運行を行う場合においても誰かしらが行う必要がある。そのため、新たに規定する自動運行従事者がこれらの業務を担うこととしており、役割としては車掌より多くのものを担っていただく必要がある。(事務局)

・1人が遠隔から監視できるのは2台の自動運転車両が限界との意見もある。将来、技術開発が進めば3台でも安全に監視できるという理解で良いか。
→自動運転が実施される運送の形態、道路状況、車両の仕様などにより異なるため一律に申し上げられないが、例えば永平寺町では、レベル3の自動運転で同時に3台まで対応されていると承知している。(事務局)

・P11の同時に対応すべき事象が発生した場合の例において、パターン(1)の「事故発生時に他の自動運行従事者が業務を引き継ぐ場合」も認める場合があるという理解で良いか。
→一の自動運行従事者が他の自動運行従事者の行っている業務を引き継げる場合には、パターン(1)も認められる。(事務局)

・事業規模や形態によって、自動運行従事者の任務の範囲が異なるのではないか。
→資料(P.5~10)にて自動運行従事者の業務を明記しており、これらを法令に落とし込むことで明確化できると考えている。(事務局)

●論点② 自動運転車を用いて行う運送事業において、運転者がいる場合と同等の安全を確保するために、運送事業者に対してどのような対応を求めるべきか。

・乗客や交通参加者に対して、すみやかな応急手当などの協力をどのようにして求めることを想定しているか。

→乗客への協力を求めるためのルールとしては、運送事業者の約款に明記することが考えられる。また、自動運転の実証事業を取り組んでいる事業者からは、実証事業を行うにつれ、乗客や交通参加者の自動運転に対する理解が深まっていると伺っており、実証事業を積み重ねることによる自動運転に対する理解の醸成、社会的受容性の向上も重要であると考えている。鉄道における無人駅や有人駅の違いなど他の交通モードの例も参考にしながら引き続き検討していきたい。（事務局）

●論点③ 旅客の乗降時及び乗車中の安全を確保するためにどのようなことを求めるべきか。
・委員からの意見等なし。

●論点④ 貨物の積載状況を確認するために、自動運転車両内の設備としてどのようなことを求めるべきか。

・運行に支障のないような荷崩れが問題となるのではなく、荷崩れにより偏荷重が生じないことが重要であるとする。偏荷重が生じないようにする車両が今後開発される可能性があるところ、このような技術の導入を妨げないようにした方が良い。

→報告書の記載ぶりについて検討させていただく。（事務局）

・カメラやセンサーで常時通信をするような状態であると費用対効果の関係で自動運転が普及しない恐れがある。

→カメラやセンサーはあくまで一例として記載したものであるが、自動運行従事者が遠隔にいる場合であっても、確実に輸送の安全を確保するために必要となる最低限の装置については求める必要がある。（事務局）

●論点⑤ 運送事業者から運行状態の監視業務や非常時の駆け付け業務等を契約により外部に委託することとした場合に、運送事業者にどのような要件を課すべきか。

・委員からの意見等なし。

以 上